

第22期
第27回白鷹町農業委員会総会 会議録

開催日時 令和4年8月25日(木) 午後15時00分開議
開催場所 白鷹町中央公民館 2階 大会議室

出席委員(10名)

- | | | |
|-----------|-----------|----------|
| 1. 樋口金一郎 | 2. 新野 清 | 3. 欠 席 |
| 4. 児玉 匡樹 | 5. 鈴木 政司 | 6. 高橋 康子 |
| 7. 中川 要一 | 8. 齋藤 永治郎 | 9. 丸川 正博 |
| 10. 村上 浩康 | 11. 小林 孝次 | |

農業委員会事務局

事務局長	大木 健一
事務局長補佐	川部 茂樹
農地調整主任	青木 ひろみ

付議事件

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3 報告第 41号	非農地証明について
日程第4 報告第 42号	農地の賃貸借契約の解約について
日程第5 議案第121号	農地転用に係る事業計画変更申請について
日程第6 議案第122号	農地法第3条の規定による許可について
日程第7 議案第123号	農地法第5条の規定による許可について

議 長 (会長 小林 孝次)

ご参集大変ご苦労様でございます。

これより、第27回白鷹町農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は10名であります。3番 伊勢亀委員より、欠席の通告があります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

事務局長より議事日程の説明を求めます。

大木事務局長 はい、議長。

議 長 はい、大木事務局長。

大木事務局長 はい。【議事日程説明】

議 長 議事日程の説明が終わりました。議事に入ります。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行ないます。

本件については、白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、6番 高橋康子委員 7番 中川要一委員の両名を指名いたします。

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期については、本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

議 長

ご異議なしと認めます。よって会期は本日一日限りといたします。

日程第3 報告第41号「非農地証明について」を議題といたします。会長に代わり事務局より報告を求めます。

川部事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、川部補佐。

川部事務局長補佐 ご報告いたします。

報告第41号「非農地証明について」次の土地について、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地のいずれにも該当しないことの証明願いがあったので、農業委員会事務局処務規則第5条第8号の規定に基づき専決処分したので報告する。

番号 1

申請人 長井市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇
登記名義人 長井市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇〇〇
地 番 〇〇〇〇番地〇
登記地目 畑
地 積 271 m²
現況地目 宅地
非農地となった時期・事由 20年ほど前から住宅の車庫及び庭園として使用していた。この度、地目が畑であることがわかり申請するもの。
調査年月日 令和4.7.27
専決年月日 令和4.8.1
他1件
報告は、以上でございます。

議 長

報告が終わりました。ここで、現地調査委員より「状況報告」をお願いいたします。1番案件及び2番案件について 農地部会長 8番 齋藤永治郎委員よりお願いいたします。

齋藤永治郎委員 はい、議長。

議 長 はい、齋藤委員。

齋藤永治郎委員 最初に、1番案件について調査のご報告をいたします。

7月27日、わたくしと、児玉 農地副部会長、地元委員の樋口委員、事務局の川部補佐と現地調査を行いました。

申請地には、住宅の車庫や庭園があり、農地として復元することが困難な状態でありました。今後も農地としての活用はできず、また、周辺農地の利用に支障がないと認められるため、現地調査を行ったもの全員一致で「非農地」と判断いたしました。

続いて、2番案件について調査のご報告をいたします。

8月10日、わたくしと、児玉 農地副部会長、地元委員の伊勢亀委員、事務局の川部補佐と現地調査を行いました。

申請地は、平成5年頃から耕作しておらず、草木が繁茂しており、農地として

復元することが困難な状態でありました。
今後も農地としての活用はできず、また、周辺農地の利用に支障がないと認められるため、現地調査を行ったもの全員一致で「非農地」と判断いたしました。
以上ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。報告が終わりました。ご意見等ございませんか。
それではお諮りいたします。本件は報告事項でありますので、報告のとおり了承するにご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって、本件については報告のとおり了承することに決しました。

日程第4 報告第42号「農地の賃貸借契約の解約について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の報告を求めます。

川部事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、川部補佐。

川部事務局長補佐 ご報告いたします。

報告第42号「農地の賃貸借契約の解約について」農地法第18条第6項の規定により農地の賃貸借契約の合意解約の通知があったので報告する。

番号1

通知人	賃借人	白鷹町大字〇〇〇〇〇〇番地	〇〇	〇
	賃貸人	白鷹町大字〇〇〇〇〇〇番地	〇〇	〇〇

土地の表示

所	在	大字〇〇〇〇〇〇〇〇
地	番	〇〇〇〇番地〇
地	目	畑
地	積	864㎡ 他2筆
契約期間		平成7.12.28～平成17.12.27
解約日		令和4.8.10
解約の事由		相手方の要望 自動更新 他1件 報告は、以上でございます。

変更事由 施工に必要な部材の納入遅延のため、一時転用期間を延長するもの
説明は、以上でございます。

議 長

説明が終わりました。次に調査報告を求めます。1番案件について事務局よりお願いします。

川部事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、川部補佐。

川部事務局長補佐 1番案件について調査のご報告をいたします。

申請受付の際に聞き取り、8月18日に現地確認を行っております。
変更内容は一時転用期間の延長です。
当初の許可期間内の達成が困難になったことについては、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないことであると認められます。
変更後の転用事業は、変更前の転用事業と比較して、緊急性及び必要性については同程度であると認められます。
変更後の転用事業は確実に実施されると認められます。
転用による周辺地域の農業等への影響については、変更前の転用事業の影響と比べて、同程度又はそれ以下と認められます。
その他、変更後の転用事業については、農地転用許可基準により許可相当であると認められます。
以上ご報告いたします。

議 長

報告が終わりました。質疑・討論を行います。
質疑・討論を打ち切り採決いたします。1番案件について「承認相当」と意見決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件は「承認相当」をもって県に進達することに決しました。

日程第6 議案第122号「農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

川部事務局長補佐 はい、議長。

議長 はい、川部補佐。

川部事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第122号「農地法第3条の規定による許可について」次の農地について、農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので可否を求める。

番号1

申請人 譲受人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇番地 〇 〇〇
譲渡人 青森県青森市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇〇

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇〇〇〇
地 番 〇〇〇〇番地〇
地 目 田
地 積 4 1 4 m² 他 1 1 筆
経営面積 6 9, 5 7 4 m²
括弧書きは権利取得前の面積です。
契約の種類等 贈与による所有権の移転
他 3 件
説明は、以上でございます。

議長

説明が終わりました。次に、担当委員より調査報告を求めます。1番案件について、安彦 強 農地利用最適化推進委員よりお願いいたします。

安彦 強委員 はい、議長。

議長 はい、安彦委員。

安彦 強委員 1番案件について調査のご報告をいたします。

8月18日、わたくしと、伊勢亀崇男 委員の2名で調査を行いました。機械の所有状況につきましては、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台を所有しています。労働力の確保状況につきましては、本人、父とのことです。技術は、本人が20年、父が60年の経験があり、問題ないと思われます。遊休農地は鮎貝地内に一部ありますが、今後、解消します。取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。
取得後の経営面積は69,574㎡です。
権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。
以上ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。つづいて2番案件について、1番 樋口 金一郎委員より
お願いいたします。

樋口金一郎委員 はい、議長。

議 長 はい、樋口委員。

樋口金一郎委員 2番案件について調査のご報告をいたします。

8月22日、わたくしと、安彦 強 農地利用最適化推進委員の2名で調査
を行いました。

機械の所有状況につきましては、耕運機1台を所有しています。

労働力の確保状況につきましては、本人、妻、子、子の妻とのことです。

技術は、本人が41年、妻が21年、子が16年、子の妻が16年の経験があり、
問題ないと思われます。

遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

取得後の経営面積は37,839㎡です。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。つづいて3番案件及び4番案件について、8番 齋藤永治
郎委員よりお願いいたします。

齋藤永治郎委員 はい、議長。

議 長 はい、齋藤委員。

齋藤永治郎委員 最初に、3番案件について調査のご報告をいたします。

8月22日、わたくしと、小関清喜 農地利用最適化推進委員の2名で調査を
行いました。

機械の所有状況につきましては、耕耘機1台を所有しています。

労働力の確保状況につきましては、本人、妻、父、母とのことです。技術は、本人が35年、妻が25年、父と母が60年の経験があり、問題ないと思われま

す。遊休農地は鮎貝地内に一部ありますが、今後、解消します。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

取得後の経営面積は5,840㎡です。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

続いて、4番案件について調査のご報告をいたします。

8月22日、わたくしと、小関清喜 農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、管理機1台、草刈機1台、軽トラック1台、トラクター1台を所有しています。

労働力の確保状況につきましては、本人とのことです。

技術は、本人が20年の経験があり、問題ないと思われま

す。遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

取得後の経営面積は3,953㎡です。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦労さまでした。報告が終わりました。質疑・討論を行います。質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件から4番案件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件から4番案件について、許可することに決しました。

日程第7議案第123号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

川部事務局長補佐 はい、議長。

議長 はい、川部補佐。

川部事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第123号「農地法第5条の規定による許可について」次の農地について、農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので意見を求める。

番号1

申請人	譲受人	白鷹町大字〇〇〇〇〇〇番地	〇〇	〇〇
	譲渡人	白鷹町大字〇〇〇〇〇〇番地	〇〇	〇〇

土地の表示

所在地	大字〇〇〇〇〇〇〇〇
地番	〇〇〇〇番地〇
地目	畑
地積	509㎡
契約の種類等	贈与による所有権の移転
転用目的	一般住宅 他1件 説明は以上でございます。

議長

説明が終わりました。次に、担当委員より調査報告を求めます。1番案件について、4番 児玉匡樹委員よりお願いいたします。

児玉匡樹委員 はい、議長。

議長 はい、児玉委員。

児玉匡樹委員 1番案件について調査のご報告をいたします。

8月23日、わたくしと、小林周一 農地利用最適化推進委員とで、現地に聞き取り調査を行ってまいりました。

転用を行うに必要な資力信用については、住宅ローン仮審査結果報告書で確認しています。

転用の妨げとなる権利を有する者はありません。

遅滞なく申請に係る用途に供することについては、許可後すみやかに実施します。他法令による必要な許認可等について、必要な許認可等はありません。

併用地はありません。

面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。単なる造成のみを目的とするものでないかという部分については、ないものと判断いたします。

周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。一時転用ではありません。

以上、ご報告いたします。

議 長 ご苦労様でした。2番案件について、5番 鈴木政司委員よりお願いします。

鈴木政司委員 はい、議長。

議 長 はい、鈴木委員。

鈴木政司委員 2番案件について調査のご報告をいたします。

8月19日、わたくしと、安達善晴 農地利用最適化推進委員とで、現地に聞き取り調査を行ってまいりました。

転用を行うに必要な資力信用については、住宅ローン事前審査結果通知書で確認しています。

転用の妨げとなる権利を有する者はありません。

遅滞なく申請に係る用途に供することについては、許可後すみやかに実施します。他法令による必要な許認可等について、農振農用地除外の手続きが完了しております。隣接する宅地が併用地です。

面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。

単なる造成のみを目的とするものでないかという部分については、ないものと判断いたします。

周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。一時転用ではありません。

以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。報告が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件及び2番案件について、「許可相当」と意見決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件及び2番案件は「許可相当」を持って県に進達することに決定しました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。
これをもって、第27回白鷹町農業委員会総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項により、第27回白鷹町農業委員会総会の議事録に署名いたします。

令和4年8月25日

白鷹町農業委員会議長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____